



規制の緩和

現状：公益イベントのみの許可

⇒公園の賑わいに資するイベント(営利目的含む)の実施を可能にする

【改正前】

公衆の公園の利用に支障を及ぼすことなく、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

【改正後】

公園の賑わいに資する事業等で、次の各号のいずれにも該当しないときは、許可を与えることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認める場合。
- (4) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為と認めるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (6) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

使用料の改正

公園	改正項目	使用料【改正前】	使用料【改正後】
開成山公園	イベントに伴う露店等	520円/日	4,100円/店・日(※1)
	野外音楽堂	【設備使用料】 音響装置500円/時間 調光装置300円/時間 持込電気器具50円/時間	【施設使用料】 3,500円/4h 9-13時 13-17時 17-21時
			7,000円/8h 9-17時 13-21時
			10,500円/12h 9-21時
	電源装置	【Park-PFI事業で新設】	850円/日・基
給排水設備	【Park-PFI事業で新設】	1,000円/日・基(※2)	
全公園※	競技会、展示会、集会、 撮影会、募金等 (興行以外)	100円/日・㎡	15円/日・㎡
	興行(イベント) 【営利目的】	100円/日・㎡	30円/日・㎡
	イベントに伴う露店等 (開成山を除く公園)	520円/日	1,100円/店・日(※1)

※市内における都市公園331か所【緑地含む】
 (※1) 1店舗35㎡を超える場合、超えた面積を興行(30円/日・㎡)で加算
 (※2) 2㎡を超えた場合、使用量に応じ実費相当額を加算

施行日

令和6(2024)年4月1日